



規制改革会議 第5回投資促進等WG提出資料

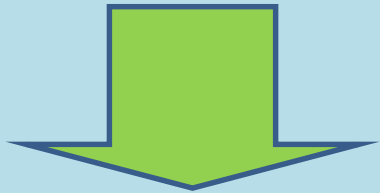
平成27年1月26日

厚生労働省

出張理容・出張美容について

店舗を持つ営業者の場合

- 施設や設備の衛生環境等を確保するとともに、それを以下により担保
- ・理容所又は美容所の開設時等に行われる検査確認
 - ・巡回指導
 - ・情報提供等があった場合の立入検査等

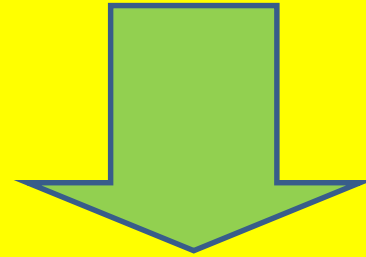


理容所及び美容所以外の場所で業を行うことができる場合

疾病その他の理由により、理容所に来ることができない者に対して理容を行う場合
婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に理容を行う場合
都道府県等が条例で定める場合

店舗を持たない営業者の場合

日常の監視や立入検査権限を行使することは、実体上も困難。



- ・店舗を持ったところが事業主体としてふさわしい。
- ・真にやむを得ない場合に限り、都道府県知事等が衛生措置を講じることを条件に、左記の場合に例外的に認める。

営業者の名称、営業区域、従業員等の把握ができる事前届出制などによる措置

理容業及び美容業に関する衛生上の基本的な考え方

- 理容師法及び美容師法では、感染症の感染防止などの公衆衛生上必要な措置を講ずるための方策として、次の2点を規定。

理容師及び美容師の資格制度を設け、厚生労働大臣の指定する養成施設において、理容又は美容を行うために、衛生面をはじめ必要な知識や技術の習得させ、国家試験に合格しなければ、理容師又は美容師になれない。

理容師又は美容師は、理容所又は美容所でなければ業を行ってはならないこととし、かつ、それらの施設は、都道府県知事等の検査を受け、必要な衛生基準を満たしていることの確認を受けなければならない。

- 特に、 については、昭和26年6月の法改正(議員立法)により、都道府県等による指導・監督の確実な実施を確保するために新設されたもの。
近年、新たな感染症の我が国での発生等を踏まえ、その政策意義はむしろ高まっている。
- 衛生水準を担保するため、都道府県知事等は、理容所及び美容所への立入検査権を持ち、必要に応じて業務停止命令や理容所・美容所の閉鎖命令を行うことにより、公衆衛生の維持・向上を図っているところ。

理容所又は美容所以外の場所における営業の禁止

- 理容師法及び美容師法により、理容師及び美容師は、それぞれ理容所又は美容所以外において業を行ってはならないこととされている。
(理容師法第6条の2本文、美容師法第7条本文)。
- 理容及び美容の業は、不特定多数の利用者の皮膚や毛髪に、直接、技術的作業を行うものであり、衛生的かつ安全な環境の下で行う必要があることから、
 - 施設は、隔壁等により外部と遮断され、ねずみ及び昆虫の侵入を防止できる構造であること
 - 作業場の床及び腰張りは、タイル、リノリウム等の清掃が容易に行える構造であること
 - 作業場内の採光、照明、換気が十分行える構造設備があること
 - 作業用専用の手洗いを設けること等により、つねに清潔で衛生的な環境を保つ必要がある。

- また、感染症の感染防止等の観点から、
使用する器具については、血液等が付着することもあることから、適切に消毒が行われ、適切に保管されていること
従業員の身体を清潔に保つとともに、健康管理に注意し、感染症や感染性の疾患にかかったときは、業務に従事させないこと
管理理容師又は管理美容師は、毎日、施設、設備、器具等の衛生全般について点検管理すること
などが守られる必要がある。
- 理容所又は美容所で行うことを原則とすることにより、上記の衛生措置が確保されていることを、都道府県知事等が行う、
理容所又は美容所の開設時等に行われる検査確認
巡回指導
情報提供等があった場合の立入検査等
により担保している。

- そのため、理容又は美容の業は、理容所又は美容所で業務を行うことを原則とし、理容所又は美容所以外で行うのは、衛生面の問題を考慮しても、なお、やむを得ない特別の事情に限る、というのが、法律の基本的考え方

→ その中で、理容所又は美容所を有する事業者は、

- ・ 老人福祉施設の入居者
- ・ 在宅で介護を受けている者
- ・ 結婚式の新郎新婦
- ・ 近隣に理容所又は美容所がない場合

など、やむを得ない場合のニーズには、意欲的に対応している。

(なお、結婚式場などでは、美容所の届出を行っているところも多い。)

→ 理容所又は美容所を持たずに訪問理美容を専門に行う業者は、日常の監視や立入検査権限の行使することは、実体上も困難

出張理容・出張美容に関する根拠法令について

理容師法(昭和22年法律第234号)

(営業の場所の制限)

第6条の2 理容師は、理容所以外において、その業をしてはならない。但し、政令で定めるところにより、特別の事情がある場合には、理容所以外の場所においてその業を行うことができる。

理容師法施行令(昭和28年政令第232号)

(理容所以外の場所で業務を行うことができる場合)

第4条 理容師が法第6条の2ただし書の規定により理容所以外の場所において業を行うことができる場合は、次のとおりとする。

- 一 疾病その他の理由により、理容所に来ることができない者に対して理容を行う場合
- 二 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に理容を行う場合
- 三 前2号のほか、都道府県(地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項の規定に基づく政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。))又は特別区にあつては、市又は特別区)が条例で定める場合

美容師法(昭和32年法律第163号)

(美容所以外の場所における営業の禁止)

第7条 美容師は、美容所以外の場所において、美容の業をしてはならない。ただし、政令で定める特別の事情がある場合には、この限りでない。

美容師法施行令(昭和32年政令第277号)

(美容所以外の場所で業務を行うことができる場合)

第4条 美容師が法第七条ただし書の規定により美容所以外の場所において業を行うことができる場合は、次のとおりとする。

- 一 疾病その他の理由により、美容所に来ることができない者に対して美容を行う場合
- 二 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に美容を行う場合
- 三 前2号のほか、都道府県(地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項の規定に基づく政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。))又は特別区にあつては、市又は特別区)が条例で定める場合

出張理容・出張美容に関する衛生管理の徹底について

(平成25年12月25日通知)

- 平成25年12月25日に、厚生労働省から、「老人福祉施設等に対し、出張理容・出張美容を行う実施主体については、理容所又は美容所の開設者がふさわしいことから、事業者の選定に当たり、このことを十分に考慮願いたいこと」を要請する通知を发出
- この通知は、高齢化の進展に伴い、高齢者に対する出張理美容の増加が予想されること等から、各都道府県等の高齢者施策を担当する部局等にも出張理容・出張美容に関する衛生確保の徹底を求めるために行ったものであり、そのためには、一定の衛生措置が法律上も担保され、都道府県等の監視対象となっている理容所又は美容所の開設者がふさわしいとの考え方によるもの

出張理容・出張美容に関する衛生管理の徹底について（平成25年12月25日老高発1225第2号・老振発1225第1号）（各都道府県・指定都市・中核市福祉担当部（局）長あて厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長連名通知）

介護保険制度の円滑な推進につきましては、平素から格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今後、高齢化の進展に伴い、理容師又は美容師が在宅や老人福祉施設に赴き、高齢者に対して理容又は美容を行う機会が増大していくことが予想されますが、高齢者の心身の状況を踏まえ、衛生管理に特段の留意が求められることから、今般、当省健康局生活衛生課より、別添のとおり依頼があったところです。

特に、入所者の重度化が進む介護老人福祉施設においては、入所者に対し、整容等の介護を適切に行うことが求められます。

つきましては、老人福祉施設での出張理容・出張美容に関し、下記事項について御了知の上、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）をはじめ、関係者、関係団体等に対して周知いただきますようお願いいたします。

また、在宅で介護を行う高齢者に係る出張理容・出張美容についても、あわせて、下記事項の2について御了知の上、管内市町村に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

- 1．老人福祉施設において出張理容、出張美容を行う場合には、理容師又は美容師の施術や衛生保持の上で適切な場所を確保願いたいこと。また、その際、洗髪のための設備等施術環境にも十分配慮願いたいこと。
- 2．出張理容・出張美容を行う実施主体については、理容所又は美容所の開設者がふさわしいことから、事業者の選定に当たり、このことを十分に考慮願いたいこと。

(別添)

健衛発1225第1号
平成25年12月25日

老健局高齢者支援課長 殿
老健局振興課長 殿

健康局生活衛生課長
(公印省略)

出張理容・出張美容に関する衛生管理について

標記については、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について」(平成19年10月4日付け厚生労働省健康局長通知)によって、別添のとおり、地方公共団体に対し、その指導に遺漏なきようお願いしているところですが、今後、高齢化の進展に伴い、在宅や老人福祉施設に理容師又は美容師が赴き、高齢者に対して理容又は美容を行うケースが増加していくことが予想されます。

出張理容・出張美容については、上記の通知においても、都道府県等の検査の上で使用が認められるなど指導の枠組みのある理容所又は美容所の開設者(当該理容所又は美容所に所属する理容師又は美容師を含む。以下、同じ。)が実施主体としてはふさわしい旨を示すとともに、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」に基づき衛生の確保や向上を図ることを求めているところです。

高齢者に係る出張理容・出張美容については、高齢者の心身の状況を踏まえ、衛生管理に特段の留意が求められることから、老人福祉施設での出張理容・出張美容については、施設の設備及び運営を監督する観点からも、下記の点に留意していただくよう、施設の関係者に対して、所要の指導をお願いします。

また、在宅で介護を行う高齢者に係る出張理容・出張美容についても、あわせて、下記の2に関して留意をいただくよう、地方公共団体に対して周知をお願いします。

記

1. 老人福祉施設において出張理容、出張美容を行う場合には、理容師又は美容師の施術や衛生保持の上で適切な場所を確保願いたいこと。また、その際、洗髪のための設備等施術環境にも十分配慮願いたいこと。
2. 出張理容・出張美容を行う実施主体については、理容所又は美容所の開設者がふさわしいことから、事業者の選定に当たり、このことを十分に考慮願いたいこと。

別添(略)

今回の御提案に対する考え方について

- 前述のとおり、理容及び美容は、衛生水準が確保された上で行われることを担保する必要があり、そのためには、
施設の衛生環境の確保や、衛生上必要な設備の設置を講ずる義務をかけることができ
かつ、それが実際に担保されていることを、巡回指導、立入検査等で行政機関が確認できる
理容所又は美容所で行う必要。訪問理美容もその延長線上で行うことがふさわしい。
- また、今回の提案にある
カッティング、結髪、化粧(美容)、刈込(理容)については、顧客の毛髪や皮膚に直接接触する施術であり、衛生確保が必要なものであること
記録についても、それだけで実際に衛生面の措置がとられたかを確認することは困難なこと(実地に機械器具等を確認することが必要)
という問題がある。

- 特に、理容所又は美容所を持たない事業者が、訪問理美容を行う場合には、都道府県等により、衛生措置が確保されていることを担保する手段がなく、このような場合に、訪問理美容を幅広く認めることについては、衛生水準の確保による感染症の防止等の目的が達成できない。
- 以上のことから、ご提案のような方法により、訪問理美容を幅広く認めることは困難である。

なお、

育児等を理由に理容所や美容所に行く時間がとれない者については、安心して美容所で施術を受けられるように託児所を備えるなどの環境整備を進めている美容所が出てきている。(子どもが走り回る自宅は、かえって安全面で問題がある。)

女性理美容師の復職支援については、実際に、理容所、美容所を持った事業主のところで、柔軟に勤務できるようにするための取組も進められている。